

## 福祉サービスにおける選択自由に関する一考察

— スウェーデンの保育所を事例として —

秋 朝 礼 恵\*

はじめに

1990年秋、深刻な銀行危機がスウェーデンの金融市場を揺るがし始めた。発端は、住宅金融会社ニッケルンの債務超過宣言であった。バブルがはじけた。不動産市場では、上がり続けていた価格が下落した。金融業界の不健全な貸出し慣行や危険な投機が明るみになった。この年、実質経済成長率は1982年以来初のマイナスに転じ、以後、マイナス成長が2年間<sup>(1)</sup>続いた。失業率は、1990年の1.6%が翌年には3%、92年に5.2%となり、さらに95年の7.7%をはさんで93年から97年まで8%台を記録した<sup>(2)</sup>。

この不況の初期、1991年9月の総選挙を経て首相に指名されたカール・ビルト穏健統一党党首は、10月4日、施政方針演説の冒頭で、「穏健統一党、国民党、中央党およびキリスト教民主社会党は、スウェーデンを新しくするために連合政権を築くことで一致した」と宣言し、4つの主要課題の一つとして「福祉政策に選択自由革命 (Valfrihetsrevolutionen) を起こす」と明言した [Riksdagens protokoll 1991/92: 6: 2]。福祉サービスの供給不足や順番待ちの長い列は、福祉政策があるべき状態で機能していないこと

を示しているとし、財政・監督責任とサービス生産とを分離し、選択自由を拡大してサービス供給を改善すると説明した [Riksdagens protokoll 1991/92: 6: 7]。まもなく政府は、民間事業者に対する保育所運営要件緩和および国庫補助金制度の改正を提案し、これを12月の国会で可決成立させ、翌92年1月に実施した。

しかし、ビルト政権は、1994年の政権交代までの間に、保育所等児童ケアにおける「選択自由革命」を目標どおりに達成することはできなかった。当時の財政の悪化と保育所入所希望児童の増加とが、保育行政を管轄する基礎的自治体・コミュニティの改革作業を難しくしたとみられる。合計特殊出生率は、1983年の1.61を底として上昇し、88年に1.96、89年から92年まで2以上を記録した。一方、同時期の7歳未満の子をもつ女性の労働力率は80%台で推移し、失業率は1.4%から4.2%に留まった。ブルジョア政権発足時は、このベビーブーム期に生まれた子どもが保育所に入る時期と重なった。コミュニティによる保育所の供給不足を補うかのように、私立保育所、とりわけ親協同組合保育所が増加した。

そして、2009年。保育所の選択自由が新たな

\* 早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程5年 (指導教員 岡澤憲美)

展開を見せた。児童ケアにバウチャー制を導入することが5月に国会で可決され、7月には実施される。このバウチャーは、承認された私立保育所に対しコミューンが交付義務を負う補助金である。したがって、私立保育所があるコミューンではほぼ例外なく、準市場で供給者間が競争する顧客選択システムが生まれることになる。

さて、本稿の関心は、選択自由と公正との関係にある。つまり、本稿で展開するのは、選択自由により福祉サービス供給がどれだけ効率化するかといった、経済面に着目した議論ではない。選択自由の導入が手続きの公正さを損なわないためにはどのような条件が必要なのかを、情報環境整備に着目して考察することが本稿の目的である。分析事例として、税を福祉の主財源とする高負担国家・スウェーデンの保育所選択自由制を取り上げる。

本稿の構成は、まず「1.」で、テーマ選定の理由、保育所と他の政策との関連、選択自由の論点について述べ、本稿で扱う課題を設定する。「2.」で、情報環境整備に重点を置き、保育所選択自由の事例を分析する。「3.」では、前章での分析結果を総括し、手続きの公正確保の観点から情報提供のあり方を考察する。

なお、研究の手法としては文献精読を中心とし、国会議事録、政府提案、政府調査報告書、各種統計資料を基礎資料として活用する。

## 1. 課題の設定

1-1 なぜ、スウェーデンの保育所選択自由を、情報環境整備の観点から分析するか

(1) 先進工業諸国を中心に進展する少子化は、子どもの数を減少させる。他の変数が一定であ

れば保育ニーズは減少する。しかし、少子化が長期的には労働力人口の減少をもたらす、一時的に出生数が増加しても、就労可能年齢に達するまでに時間を要することを考慮すれば、労働需要への対応は、外国から労働力を調達するか、国内の非労働力人口を活用するかのいずれかになるだろう。また、価値観やライフスタイルの多様化、男女機会均等政策の推進は、伝統的な性別役割意識に影響を与えるだろう。不況による雇用不安は、現在の仕事を長く続ける動機や、結婚・出産・育児で退職した後再就職する動機ともなり得よう。このような変数を考慮に入れば、少子化が必ずしも保育ニーズを減少させるとはいえず、むしろ、少子化だからこそ、保育所は重要な政策課題となりうると考えられる。

(2) グローバリゼーション、高度情報化、平均寿命の伸びは、価値観やライフスタイルを多様化させる。IT化、産業のサービス化は、働き方の多様化をもたらした。そして、都市化、世帯規模の縮小は個人化を促す。このような変化の下、社会の最小単位としての「個人」が主体的に生きることや、それを支える環境整備が課題となろう。イングルハートの研究は、個人と集団との関係が変化していることを指摘し、若い世代が、より自己決定に重きを置くことを示している [Inglehart 1990]。今後一層、社会の基礎的単位としての個人が自己選択・自己決定し、それが要求される社会となるかもしれない。そのような社会の国家は、「活動的な市民 (aktiva medborgare)」を支えるコーディネーターとしての役割を担うこととなるだろう。

(3) スウェーデンは、普遍主義的な福祉政策を基調とする高負担国家である。高負担を支えるのは納税者の納得である。納税者の納得を得る

には、共同の財源が公正・公平に配分されることが求められよう。スウェーデン市民は公務員や政治家の汚職に対する寛容度が低いといわれる。汚職は公正・公平を損なうからである。

選択自由は、福祉国家スウェーデンの歴史上まだ日が浅い。集团的に決定されたサービスを受給して生活水準を向上させた時代から、個人が自らの価値観やライフスタイル等に基づいてサービスを選択する方向に移行しつつある。選択自由を、高所得者に高負担への協力を求める手段と捉えることはできないだろうか。

(4) 選択するためには情報が必要である。しかし、福祉サービスの選択においては、利用者とサービス供給者との間に情報の非対称性が存在する。資源としての情報が偏在することによって、手続きの公正さが損なわれる可能性がある。そのために、コミューンが、利用者に対してアクセシビリティ、わかりやすさ、信頼性、比較可能性を備えた情報提供を実施することで、サービス供給者と利用者との間の情報格差を縮小させ、また、個別の必要に対する支援を実施して利用者間の情報格差にも配慮することも必要であろう。

## 1-2 スウェーデンの保育所

### (1) 保育所とは

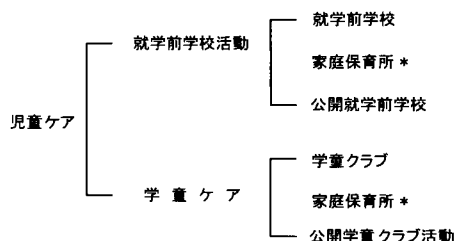
1998年以降、親の就労または就学を要件とする「ダーグヘム (daghem)」と、それ以外の「短時間グループ (deltidsgrupp)」とは、公式には共に「就学前学校 (förskola)」と呼ばれている<sup>(3)</sup>。本稿で扱うのはかつての「ダーグヘム」であり、便宜上「保育所」と表記する。

保育所には親が就労または就学している1歳以上の子どもが入所できる。保育所は、学童ク

ラブ等とともに、児童ケアサービスを提供する。なお、2008年10月現在、私立保育所は、保育所総件数の25% (2,502件)、入所児童総数の18% (78,005人) を占めている。

なお、2002年導入のマックス・タクサ制度により全保育所に適用される保育料上限額が定められ、2003年には全てのコミューンが導入したため、保育料の上限は全国一律で、私立保育所と公立保育所との相違はない。

スウェーデンの児童ケアサービス (2009年5月1日現在)



注：\*の「家庭保育所」は、学校法改正に伴い、2009年7月1日より、「教育的ケア (pedagogisk omsorg)」に名称変更される。

### (2) 他の諸政策との関係

#### ① 労働市場政策との関係

初期の保育所は、貧困やひとり親等の理由により母親が就労する家庭の子どもを預かった。その後1960年代以降の女性の労働力化により保育ニーズが高まり、保育所が増設され、ひとり親家庭の支援という位置づけから脱却する。2007年時点の労働力率は、7歳未満の子をもつ男性で96%、同女性で83.7%である [SCB 2009: 263]。保育所は、母親と父親の双方にとって職業生活を継続するために不可欠な存在であるといえる<sup>(4)</sup>。

#### ② 男女機会均等政策との関係

1960年代の労働力不足とこれに伴う女性労働力化の進展を背景に、60年代から70年代には2

人ブレッドウィナー・モデルを想定した政策が展開された [SOU 2001: 52: 240]。その例が個人別課税 (1971年導入)、親保険 (74年導入)、児童ケアである。保育所は、母親と父親の職業生活と家庭生活の両立を支援する<sup>(5)</sup>。

### ③ 家庭政策との関係

子どものいる家庭に対する支援策として、現金給付と、サービス等現物給付とがある。就学前学校は後者に属し、親の就労を容易にすることで、家計を支援することが期待される。

### ④ 福祉政策・児童ケア政策との関係

初期の保育所は民間組織による慈善事業として、母親のみのひとり親家庭を中心に、いわゆる保育に欠ける子どもを世話した。その後、1949年に政府調査委員会が「社会政策としての保育政策」を提言し、68年に政府が保育所の抜本的な改革案を発表、75年には児童ケアに関する法律が制定されてコミューンが保育所行政に責任を持つことが明記された。さらに1980年、児童ケアに関する定めは他の福祉サービスとともに、社会サービス法中に統合された<sup>(6)</sup>。

### ⑤ 教育政策との関係

従来、保育所等児童ケアは親保険等経済的援助とともに、子どものいる家庭に対する支援策として社会省が管轄していた。1996年7月、保育所、基礎学校<sup>(7)</sup>、学童クラブ間の教育面での連携の強化を図るために児童ケアは教育省の管轄となり、社会サービス法中の児童ケアに関する事項は学校法に吸収された。生涯学習の最初のステージとなった保育所には、2003年以降全ての4・5歳児が、親の就労状況に関わらず、一定時間<sup>(8)</sup>無料で通っている<sup>(9)</sup>。2010年には同様の措置が3歳児まで拡大される予定である。

## 1-3 選択自由

本稿では、福祉サービスにおける「選択自由」を、「サービス利用者が、どのサービス供給者からどのサービスを受けるかを自ら選択できる権利」と定義する<sup>(10)</sup>。選択自由の具体像としての制度設計は、国により、地域により異なる。ここでは、選択自由の基本的な論点を点検した上で、スウェーデンに関わる論点を列挙する。

### (1) 基本的な論点

#### ① 多様な選択肢

サービスに2つ以上の選択肢があることは最低限の要件で、加えてサービス供給者が複数存在し、供給されるサービスに多様性があることが求められる。なお、選択自由は、必ずしも民間事業者の参入を前提としない。公的に供給されるサービスのみでも、供給者が複数存在し、サービスにバリエーションがあればよい。

#### ② 受給可能性

利用者が選択したサービスを現に受給できなければ選択自由の意義は損なわれる。例えば、ある保育所に申し込んだが入所時期の見通しが立たず待機する結果になれば、親は、自らの希望とは別に「どこでもいいから、子どもを預かってくれるところ」を選択せざるを得なくなる。また、保育所が長時間保育を要する子どもの入所を妨げる等の不当な取扱いにより、利用者が希望するサービスを受けられない場合も、選択自由の意義は損なわれる。

#### ③ 手続き的性格

厳密に言えば、選択自由は、利用者が「選択する」という手続きに関する自由を権利として保障するものであり、選択した結果としてのサービスの質等については言及しない。この意

味では、利用者が自らの必要、価値観、ライフスタイルに合わせて、サービスを選択できる環境を整備することが重要になる。

#### ④ インプット機能

利用者の自由な選択の結果、例えば保育所別入所希望者数に差異が生じ、選択されない保育所も発生しよう。これらは情報として行政やサービス供給者に入力され、サービス生産や計画に影響を与える。

#### ⑤ 「選択できる個人」という前提

選択自由は、「選択できる個人」を前提とする。例えば、保育所選択の場合、親が自らの必要や保育所に対する希望（保育・教育方針、職員、在籍児童数、設備、食事、雰囲気、保育料、親の影響力行使等）を考慮し、コミュニン、保育所、友人・知人等から保育所に関する情報を集め、これらを比較し、選択肢に優先順位をつける作業を経て申し込みをする。このような一連の行動を、選択自由は前提している。

### (2) スウェーデンの福祉における選択自由

#### ① 主財源は税金

財源は税を主とし、これに補助金や利用者負担の保育料が加わる。民間事業者が利用者から徴収する保育料は、公立保育所の運営経費に見合う額の範囲内で決められる（学校法第2章第10条）。選択自由に伴い民営化されるのはサービス生産のみであり、財源は地方所得税を中心とする公的なものである。

#### ② 民間事業者が提供するサービスの性格

スウェーデンの憲法に相当する基本法4種の一つ統治組織法は、「行政事務は、公権力の行使を伴わない限りにおいて、会社、アソシエーション、財団、登録宗教的団体もしくはこれら

の組織の一部または個人に対し、これを委ねることができる」（第11章第6条）と定める。ただし、「裁判所、行政機関および行政事務に属する任務を遂行するその他の機関は、その活動において、全ての者の法の下での平等（likhet inför lagen）に配慮し、かつ、客観性と不偏性（saklighet och opartiskhet）とに留意しなければならない」（第1章第9条）。福祉サービスが税金を中心とする公的な財源により賄われている点に着目すれば、サービスの生産・供給者が国家でなくても、サービス生産・供給の任務は「公的なもの」であり、よって、平等かつ公正な取扱いが求められると考えられる<sup>(11)</sup>。

#### ③ 高負担

スウェーデンは、高負担国家である。2008年の地方所得税率（平均）は31.44%、付加価値税率25%、さらに使用者負担の社会保険料率は32.42%である。納税者共同の財源の配分のあり方や、配分を決定するプロセスには、高い公正さが求められるよう。

#### ④ 地方自治、地方分権

コミュニンは、保育所、基礎学校、高等学校、住宅、公衆衛生、文化、民間防衛、電気・上下水道など日常生活に関わるサービスの大部分を所管する。地方分権を促進するなかで補助金の一般化が進み、法律は「枠組み法」化した。コミュニンやランスティング<sup>(12)</sup>がサービスの計画や運営を可能な限り柔軟に決定できる仕組みになっている<sup>(13)</sup>。なお、地方所得税はコミュニン税とランスティング税からなる。

### 1-4 本稿の課題

#### (1) 「公正」とは

公正とは、統治組織法第1章第9条の「全て

の者にかかる法の下での平等と、客観性および不偏性」である。福祉サービスには、その手続きから受給に至るまで、サービス供給者がコミュニティか民間事業者かを問わず、公正さが求められる。

### (2) 社会的なセグリゲーション

選択自由導入に批判的な論調の根拠の一つが、選択自由が社会的なセグリゲーションを増すという懸念である。社会的なセグリゲーションは、利用者の自由な選択結果の累積として発生することもある<sup>(14)</sup>。しかし、手続き上の不正やリソースの不正な配分の結果として発生したものならば是正されるべきと考える。

### (3) 本稿の分析枠組み

本稿の目的は、スウェーデンを事例として、選択自由が手続きの公正を損なわないための条件を、情報環境の整備に着目して考察することである。そして、手続きの「公正」を、「選択に際して、情報資源が公平に分配されていること」とし、情報の①アクセシビリティ、②わかりやすさ、③信頼性、④比較可能性と、⑤個別の必要に対する支援の諸点から検討する。1-3の論点に即していえば、選択自由という手続きにより、多様な選択肢のなかから、個人がサービスを選択できる環境要件を考察する。手続きの公正が強く求められるのは、スウェーデンが高負担国家であり、サービスの主財源が税金であり、かつ民間事業者のサービス供給活動も公的な性格をもつと考えられるからである。

## 2. 保育所の選択自由

### 2-1 選択自由の展開過程

#### (1) 行政効率化の機運

1980年代の終わり頃、ブルジョア・ブロックのみならず社会民主党からも、規制緩和、市場原理、分権による公的セクターの改革が求められるようになった。そして、国や地方の行政組織内部に民間セクターの組織原理を導入する動きが始まった。広範に取り入れられたのは、発注者-執行者モデル、事業への入札制度、顧客選択制である [Bäck and Larsson 2008: 250]。発注者-執行者モデルの本旨は財政とサービス供給とを分離することであり、入札制度や顧客選択制<sup>(15)</sup>はこのモデルに分類される<sup>(16)</sup>。

さて、コミュニティの使用者団体であるコミュニティ連合会（当時）が立ち上げた、財政効率化の方策について研究するプロジェクトで、選択自由は検討項目の1つに位置づけられた。そして連合会は各コミュニティの執行委員会、社会委員会、学校委員会等に宛てた文書で、「選択自由を拡大すれば、保育所および学童クラブへのコミュニティの支出は、活動の質を維持したままで、約38%が削減可能となる。全国の大半の保育所や学童クラブで改革を実施すれば、総額30億クローナ以上の節約になる。この金額は、50オーレ弱の地方所得税減額または8万人分以上の保育所定員増に相当する」とし、業務のあり方の積極的な見直しを各コミュニティに促している<sup>(17)</sup> [Cirkulärnr. 1991: 59]。

#### (2) 1991年の改革

1991年12月17日、児童ケアの選択自由に関する政府提案 (prop.1991/92: 65) が可決され、私

立保育所に対して、新たな補助金制度が導入されるとともに保育所運営要件が緩和された。私立保育所が補助金を受ける要件として、活動内容がコミューンの児童ケアプランにならうことのほか、職員の教育・経験要件、親から徴収する料金設定の基準が定められた。

### (3) 2009年の改革

2009年7月1日に導入される児童ケア補助金(barnomsorgspeng)の狙いは、サービス供給者の多様性の増進である。91年改正により導入された許可制は廃止される。代わりに、私立児童ケア施設が、公立保育所等児童ケア施設に課されるサービスの質ならびに安全性の基準を満たしている場合、コミューンはその施設の運営を承認しなければならない。承認された施設が原則として全ての子どもに対して開かれていれば、児童ケア補助金を受けることができる。

なお、2009年の学校法改正で、コミューンの情報提供義務が強化された。情報提供は、サービス利用者に対するものと、事業者に対するものとに区別される。前者については、改正前は4、5歳児の一般保育の周知に関する規定のみが置かれていたが、改正後は、公立・私立の別なく全ての児童ケアについて情報を提供する義務が課された。具体的には施設の運営者、教育活動の特徴、組織、保育料、施設、入所児童と職員の数および構成、適用される国ならびにコミューンの規則等についての情報が提供される。

### (4) 導入状況

1992年の導入から約15年を経て、スウェーデン地方自治体連合がコミューンの選択自由導入状況を調査したところ、全国290コミューン中

児童ケア分野に選択自由を導入しているのは48か所であった<sup>(18)</sup>[SKL:2007:4-5]。

なお、行政管理庁(Statskontoret)の調査によれば、1998年時点の選択自由の導入状況は下のとおりである。総数は、調査回答コミューン288件である。

導入領域	コミューン数
児童ケア+学校	10
児童ケア	3
児童ケア+学校+その他1つ	2
これら以外の組み合わせ	4
詳細不明	1
計	20

出所：Statskontoret [1999:67]

## 2-2 選択自由の導入事例と情報環境整備

### (1) 導入初期の事例

1991年改正のフォローアップとして、政府調査委員会が、学校、児童ケア、高齢者ケアおよびプライマリーケアにおける利用者の選択可能性導入状況を調査した[SOU 1993:47]。保育サービスについては下の3コミューンに対するインタビュー調査がなされた。

#### ① 調査対象コミューン

マルメ、ヘルシンボリイ、スヴァレーヴが対象。前2者は選択可能システムを導入。後者は同システムを導入していないが、私立保育所(特に親協同組合保育所)の割合が比較的高い。

#### ② 情報提供

ヘルシンボリイでは、コミューンの全保育所の空き状況を知らせている。マルメとヘルシンボリイでは、保育所の教育方針についても情報提供ができる。

#### ③ 親へのアンケート調査と結果公表

3コミューンともに親へのアンケートを実施

し、児童ケアの満足度等を調査している。ただし、調査結果を公表するシステムはいずれのコミュニティにもない。

④ いずれのコミュニティも、特段のセグリゲーションの発生について言及なし。

#### ⑤ 保育所の新設と廃止

マルメとヘルシンボリイでは、選択自由を採用し、民間による児童ケアを25%にまで増やすことを目標としている。スヴァレーヴにはこのような目標はない。

マルメとヘルシンボリイでは、目標を達成するために選択可能システムを設け、なかでもパウチャー制（補助金システム）と各保育所の特色の広報に力を入れた。保育所新設を容易にするため、マルメとヘルシンボリイでは、企業家教育を実施している。さらに、ヘルシンボリイでは、経済面や法律面での助言活動を展開する。スヴァレーヴでは、特段の保育所新設を支援する施策を実施していない。

#### (2) 導入後15年を経過した事例：テービー・コミュニティ<sup>(19)</sup>の場合

テービー・コミュニティは、1993年に児童ケア分野に選択自由を取り入れ、2001年には、公立学校に統合されている1件を除き、全ての保育所を民営化した。先に述べた98年時点での導入状況から伺えるように、比較的早期に選択自由を導入しており、情報提供のあり方も徐々に改善されている。

2009年5月現在、保育所への入所申込み手続きは、コミュニティのホームページ上で行う。

(1) でみた1993年調査対象のコミュニティでは、情報提供は主として口頭あるいは紙面により行われていた。当時は、コミュニティ業務のIT化

は進んでおらず、パンフレットや申し込み用紙を市役所、市役所の出先機関、図書館等の公共施設などで入手し、用紙に必要事項を記入して届けていた。1996年12月時点でホームページを開設していたコミュニティは、70件程度である[Lindgren, Lindgren and Lidman 1996: 51]。テービー・コミュニティの場合、1998年時点では紙媒体が用いられていた。保育所に関する情報は他の児童ケア施設や基礎学校の情報とともに一冊のパンフレット（総ページ数37）に納められ、入所要件、選択制、保育料、保育所等が説明されている。ただし、保育所一覧には保育所名、住所、電話番号、担当者およびクラス数が掲載されているのみで、保育所の教育・保育方針、特色、職員数といった保育の質に関する情報はない。さらに各保育所がホームページを開設していないためであろうか、アドレスの掲載もない。よって、保育所の情報収集のために、親が実際に保育所を訪問しあるいは電話で担当者から話を聞く必要がある。なお、2009年6月時点では全国全てのコミュニティとほとんどの保育所がホームページを開設しているので、情報入手の簡便性が高まっているといえる。

さて、テービー・コミュニティのホームページ上でなされている、保育サービスに係る情報提供を具体的にみてみよう。なお、同ホームページの本稿への掲載については、2009年5月18日付けで、テービー・コミュニティの担当者 Pernilla Eklund 氏から承諾を得ている。

まず、画面①が、テービー・コミュニティの保育所、基礎学校等を選択するページで、ここを通してできる手続きが説明されている。保育所を選択する場合は、左列の「Om barnomsorg」をクリックすると、保育所選択画面に移行す



る。また、右列最上行（「Översikt lediga platser inom barnomsorgen」）には、2009年5月12日時点で、保育所の空きが66人分あると掲載されている。ここをクリックすると、画面②が開かれ、どの保育所で何件の空きがあるかが一覧できるようになっている。このように、各保育所の空き状況をコミューンが取りまとめて情報提供し始めたのは2005年11月のことである。

さらに、今後の空き見込みが分かるページもあり<sup>(20)</sup>、保育所ごとに、待機児童数、3か月以内の空き見込み件数、3か月以内入所希望子ども数、12か月以内の空き見込み件数、12か月以内の入所希望子ども数、情報更新日等が掲載されている。掲載内容は、各保育所が四半期に最低1回見直すこととされている。

なお、地方自治法は、コミューンおよび職員が保育所での活動を定期的にフォローアップし評価することを定め、評価に際しては子どもや親の参画を奨励する。さらに、各保育所は親へ

のアンケート調査を実施する。次頁の画面③は、コミューンによる保育所査察報告書を掲載している。左側のメニューから、保育所実施の親へのアンケート調査結果（Undersökningar）、コミューン実施の保育サービスの質に係る調査結果（Kvalitetsredovisningar）も閲覧可能である。

さらに、親へのアンケート調査結果を保育所間で比較できるようにまとめられたページもある<sup>(21)</sup>。比較項目として、顧客満足度指数、アンケート調査回収率、子どもの安全や尊厳の確保度、子どもの責任や影響力行使に対する配慮状況、常勤職員1人に対する子ども数、1クラス当たり子ども数、教員資格を有する常勤職員の割合が挙げられている。

### 3. 評価と課題

保育所を選択するとき、親は、保育所に対する自らの必要や希望（保育・教育方針、職員、子どもの数、設備、食事内容、親の影響力行使、


The screenshot shows the 'Medborgarkonto' (Citizen Account) page for Täby Kommun. The page is in Swedish and features a navigation menu on the left with links for 'Din sida', 'Hem', and 'Logga in'. The main content area is titled 'Välkommen!' and provides information about childcare and school places. It includes a section for 'Aktuell information' with dates and times, and a section for 'Planerad utbyggnad av barnomsorgen 2008-2011'. The page also features a search bar and a footer with contact information.

画面① 出所 [https://e-taby.taby.se/servlet/IBMainServlet?ib\\_page=1&iw\\_language=sv\\_SE](https://e-taby.taby.se/servlet/IBMainServlet?ib_page=1&iw_language=sv_SE)。2009年5月13日アクセス。

Medborgarkonto    Hjälp & Kontakt    Om barnomsorg.skolval.taby.se    Till taby.se    English    Swedish

Din sida    Hem  
 Logga in

Om barnomsorg  
 Om grundskola  
 Om skolbarnsomsorg  
 Frågor & svar

 **TÅBY KOMMUN**

**Nyhets sida**  
 2009-05-12 13:27  
**Översikt lediga platser inom barnomsorgen**  
 På denna sida hittar du de enheter som aviserat under prognoser att de har lediga platser just nu. Kontakta respektive utförare för mer information. För att utföraren sedan ska kunna placera barnet, måste du lägga till enheten som ett av dina köalternativ.  
**Se datum ovan för senaste uppdatering av sidan.**

**Ensta/Ella**  
 Enens förskola, 4 ledig plats  
 Förskolan Giggan, 2 lediga platser  
 Vailpojken förskola, 2 lediga platser

**Gribbylund/Löttingelund**  
 Blå stugan - familjedaghem, 5 lediga platser (from augusti -09)  
 Familjedaghemmet Gröna Grodan, 3 ledig plats  
 Mellangårdens förskola, 2 lediga platser  
 Montessoriförskolan Gläntan, 3 lediga platser

**Lahäll/Näsbypark**  
 Humlans Montessoriförskola, 3 lediga platser  
 Montessoriförskolan Biet, 3 lediga platser  
 Tranans förskola, 10 lediga platser (from HT-09)

**Roslags Näsby/Täby C**  
 Förskolan Lille Katt, 3 lediga platser  
 Le och Lär Familjedaghem, 1 ledig plats  
 Nytorps förskola, 3 lediga platser  
 Näckrosbarnen - familjedaghem, 1 ledig plats  
 Små Klockornas förskola, 2 lediga platser  
 Tellus förskola, 3 lediga platser

画面② 出所 [https://e-taby.taby.se/?nwr\\_from\\_page=true&nwr\\_more=301&ib\\_page=959&iw\\_language=sv\\_SE](https://e-taby.taby.se/?nwr_from_page=true&nwr_more=301&ib_page=959&iw_language=sv_SE)  
 2009年5月13日アクセス。

Sökväg: Startside / Om Taby kommun / Kvalitetsuppföljning / Tillsynsrapporter    [Skriv ut](#)

**KVALITETSUPPFÖLJNING**  
 Jämför Tåbys förskolor, grundskolor och gymnasieskolor  
 Undersökningar  
 Tillsynsrapporter  
 Kvalitetsredovisningar

**Tillsynsrapporter**  
 Kommunen är tillsynsmyndighet för förskoleverksamhet, skolbarnsomsorg och äldreomsorg. Regelbundna tillsynsbesök ska mäta och ge svar på om verksamheterna når upp till ställda krav. Tillsynsbesöken dokumenteras och redovisas i rapporter, så kallade tillsynsrapporter.  
 Klicka på mappen för barnomsorg eller social omsorg.  
 I mappen barnomsorg hittar du tillsynsrapporter för förskolor, familjedaghem och skolbarnsomsorg.  
 I mappen social omsorg hittar du tillsynsrapporter för hemtjänstutförare och särskilda boenden.  
 Klicka på + för att se alla rapporter som finns i respektive mapp.

Hitta rätt  
 Jag är...  
 Jag vill...  
 Självbetjäning  
 Kommunen

Taby kommun  
 102 00 Tåby

- Barnomsorg
  - 2005
  - 2006
  - 2007
  - 2008
  - 2009
- Familjedaghem
- Förskolor
  - Biet 090114.pdf
  - Ellagård 090120.pdf
  - Ensta 090211.pdf

画面③ 出所 : <http://www.taby.se/Om-Taby-kommun/Kvalitetsredovisningar/Tillsynsrapporter/Post.aspx>  
 2009年5月13日アクセス。

雰囲気など)を明確にし、コミュニオン、保育所、または友人・知人等の個人的なネットワークを活用して保育所の情報を集め、情報を比較し、いくつかの選択肢に絞込んで優先順位をつけた上で、保育所に申込みをするという手順を経ると考えられる。また、親の年齢は概ね30歳代から40歳代と考えられ、仕事と家庭の両立で時間的なゆとりのない日常生活を送っていると推測される。この親の属性や選択行動の段階を踏まえると、情報環境に求められる要件としては、情報のアクセシビリティ、わかりやすさ、客観性・信頼性、比較可能性、個別の必要に対する支援が挙げられよう。

### 3-1 情報へのアクセシビリティ

情報伝達・入手手段は、紙媒体のほかインターネットがある。行政部門のコスト削減や市民にとっての利便性等の観点から電子政府が推進されており、今後一層インターネットが活用されるようになると考えられる。保育所サービスについて紹介するパンフレットは市役所、図書館等で入手可能であるが、情報提供手段の比重はインターネットに移行しつつあるとみられる。

スウェーデン中央統計局の調査によれば、自宅でインターネットに接続できる者の割合(2006年)は、性別年齢別に、男性で90%(25~34歳)、88.7%(35~44歳)、89.5%(45~54歳)、女性の場合は順に81.5%、91.6%、86.9%である<sup>(22)</sup>。保育所を選択する親の年齢を30歳代から40歳代と仮定すると<sup>(23)</sup>、この年齢層にとってインターネットは日常生活に浸透しているツールであるといえ、よって、インターネットによりある程度の情報収集ができることは、親

にとっての利便性が高い。仮に自宅でインターネットに接続できない場合は、市役所、公立図書館、駅、ショッピングセンター等で端末を利用し、情報にアクセスすることが可能である。

### 3-2 情報のわかりやすさ

選択自由の仕組みや、インターネット上での申請手続きの手順自体が複雑であるとか、手続きを始める前に予め理解しておく事項が多いなどの場合がある。とりわけ、初めて利用する親にとっては、類出する不慣れな用語を前にして、手続きの流れを把握するのに時間がかかることも考えられる。不十分な理解のまま手続きを進めると、誤って必要な情報を消去してしまうこともある。2009年4月30日付けの地域新聞(テービー・ダンデリド新聞)には、テービー・コミュニオン内に転入して間もない頃に保育所入所の申込みをした夫婦についての記事が掲載されている[Täby Danderyd Tidning 2009: 4]。夫婦は、ホームページ上に掲載されているルールに則って手続きをしたつもりであったが、1クリックによって空き待ちの列から子どもの名前を消去してしまい、子の出生時から3年間空きを待ったのが無駄になったというのである。これについては、コミュニオンのほうにも言い分はあるようだが、コミュニオンは、あくまで、利用者の立場に立ち、「わかりやすさ」を優先した情報提供に努める必要がある。

### 3-3 客観性・信頼性

情報は、客観的で信頼できるものでなければならない。客観性・信頼性が特に求められるのは、各保育所のサービスの質に関わる情報であろう。テービー・コミュニオンの場合、親に対す

るアンケート結果のほか、コミュニケーションによる査察結果・質の評価報告がホームページ上で閲覧できる。各保育所のホームページやパンフレット上の情報だけでは客観性を欠く場合がある。ホームページ上で簡単に親やコミュニケーションによる評価を閲覧でき、1件の保育所に対してコミュニケーション、親、保育所の3者から情報を得られることは、情報の客観性や信頼性を高めることに寄与すると考えられる。

なお、情報の信頼性に関連して、私立保育所には「公開原則 (offentlighetsprincipen)」が適用されないことを補足したい。公立保育所には請求できる公的な記録の公開が、私立保育所に対してはできないのである。この点でも、コミュニケーションや親による調査・アンケート結果がアクセスしやすい形で公表されることは重要であると思われる。

### 3-4 比較可能性

保育所選択時は、数箇所を候補とし、優先順位を付けて申し込むのが一般的であろう。候補を絞り込み、優先順位を付ける際は、情報を比較して、より自分のニーズにあう保育所を第1候補にする。情報量が多くても、それらが、保育所間で比較可能なものでなければ十分に活用できない。そこで、中立的な立場から、各保育所にかかる情報を整理して比較可能な形に編集し、親が閲覧できるようにすることは、コミュニケーションの重要な任務であろう。その場合、あらゆる情報を比較可能な形に編集することには限界があると思われるため、親が保育所選択に際して関心の高い事項を選択・網羅することが肝要であろう。

### 3-5 個別の必要に対する支援

例えば言語の問題、制度の不十分な理解の問題、個人的ネットワークの構築の問題がある場合には、選択するために十分な情報を入手することが困難になりやすい。この問題は、外国人、新規転入者、障がい者にとって発生しやすいと考えられる。選択自由が社会的なセグリゲーションを生み、あるいは拡大するのではないかといった懸念の根拠は、ここにある。

そこで、コミュニケーションの積極的なサポートが求められる。主たるサポートとして、言語と相談窓口の2点が考えられる。

言語については、保育所の監督庁である学校庁のホームページからは10種類の言語に翻訳された保育所パンフレットがダウンロードできる<sup>(24)</sup>。2. でみたテービー・コミュニケーションのホームページは、スウェーデン語と英語で書かれている。また、ストックホルムの南のセーデルテリエ・コミュニケーションのホームページでは、簡単なスウェーデン語 (lättläst)、スペイン語、ロマ語、トルコ語、アラビア語およびフィンランド語でも情報の一部が提供されている<sup>(25)</sup>。なお、行政組織法 (Förvaltningslagen) は必要に応じスウェーデン語の通訳を付けることが定められており、コミュニケーションの担当者を訪ねる場合にも活用できよう。

2点目の相談窓口については、電子メール、電話、対面などの方法により、気軽に相談できる体制づくりが求められよう。今後、インターネットによる手続きの機会が増加すると見込まれるなかで、インタラクティブなサポートは重要である。利用者が必ずしもコンピュータの操作に習熟しているとは限らないからである。

## おわりに

福祉における選択自由の流れは加速している。高齢者ケア、障害者ケア、保健医療、成人教育など、選択自由が次々に導入されている。2008年11月20日、選択自由システムに関する法律（Lag om valfrihetssystem）が国会にて可決された。既に個別分野に導入されている選択自由が、同法に一括され強化された。民間企業や非営利団体など多様な主体がサービス供給に参画し、供給者間の競争を促すことで、利用者のサービスに対する影響力を高めるとともに、サービス供給の効率と多様性を増進させる狙いがある。ただし、主財源は税であり、サービスの競争は質によるものであって、価格競争はしない。

福祉国家スウェーデンの歴史のなかで、選択自由はまだ日が浅い。しかし、かつて、社会民主党の1962年の選挙用パンフレット『自由選択社会（Valfrihetens samhället）』のなかで、当時のエランデル首相は次のように述べている。「私たちが創造したいと願う協働と連帯の社会は、昔の独裁主義国家と何ら共通する点はない。社会の任務は、市民に仕え、市民（生活）の新たな展開を支え、もってより大きな安心と、より多くの自由と、そしてよりよい生活を実現する可能性とに貢献する」[Haste 1989: 250]。当時の選択自由とは、普遍主義的福祉政策により保障された豊かな生活水準の上に、居住、教育、職業などを自分の意思に基づいて自由に選択できることであった。現在の福祉サービスにおける選択自由は、この歴史の延長線上にあると解釈することができるのではないだろうか。

本稿は、選択自由の導入が手続きの公正を損なってはならないという問題意識から、スウェーデンの保育所の選択自由を事例に、親が自由にそして公正な条件の下で選択できる要件を情報環境の整備に着目して考察した。保育所以外の他の福祉サービスにも選択自由が導入されている。手続きの公正確保の観点から福祉サービス間の選択自由要件の比較分析をすることは、今後の課題の1つとしたい。

[投稿受理日2009.5.23/掲載決定日2009.6.11]

## 注

- (1) 実質GDP成長率は、-1.1% (91年)、-1.2% (92年)、-2% (93年)。なお、同時期のOECD加盟国平均は、1.4% (91年)、2.2% (92年)、1.4% (93年)、アメリカが-0.2% (91年)、3.3% (92年)、2.7% (93年)、イギリスは-1.4% (91年)、0.2% (92年)、2.3% (93年)であった [OECD 2008]。
- (2) [http://www.scb.se/statistik/AM/AM0401/Sysselsattning\\_och\\_arbetsloshet\\_1975-2004.pdf](http://www.scb.se/statistik/AM/AM0401/Sysselsattning_och_arbetsloshet_1975-2004.pdf) (スウェーデン中央統計局HP。2009年5月10日アクセス)
- (3) 実態として、短時間グループはフルタイムの就学前学校組織の一部として、あるいは別個の「短時間就学前学校 (deltidsförskola)」と称する組織として存続している。
- (4) 保育所に積極的な公的な財政支援が投入されるようになったのは、1960年代以降である。コミューン保育所は、1941年に全体の7%、51年に36%を占めた [SOU 2005: 73: 118-119]。1960年代の後半に保育所が増設され、70年には全体の96%がコミューンによる保育所となった。
- (5) 保育所等児童ケアや学校教育の場では、伝統的な性別役割に依拠した価値観や思想を廃し、男女機会均等に則った保育・教育活動が実施されている。
- (6) 児童ケア法 (1976: 381) は、1980年に制定された社会サービス法 (1980: 620) が82年に施行された際に廃止されている。
- (7) スウェーデンの9年間の義務教育課程は、「基礎学校 (grundskola)」で実施される。
- (8) 保障される最低時間数は、週15時間または年間

525時間。

- (9) 1975年には、全ての6歳児に対して同様の措置が講じられている。なお、1998年以降は、6歳児は、主として基礎学校内に設けられた「就学前教育クラス (förskoleklass)」に通っている。
- (10) なお、選択自由の隣接概念として顧客選択制がある。両者の定義はしばしば曖昧である。両者を特に区別なく用いる場合、選択自由と競争とを顧客選択制の構成要素と位置づける場合等がある。この背景には、概念上の定義と、実態を踏まえた定義とが混同されて用いられていることが要因の1つではないかと考える。本稿は、顧客選択制を、選択自由をベースとしてバウチャー制を導入することにより、準市場におけるサービス供給者間の競争状態を創出するシステムと定義する。本稿の関心は、利用者の選択環境にある。つまり、利用者が自らの希望に沿って自由に選択できること、つまり、選択自由が本稿のテーマである。顧客選択制は、バウチャー制を導入して選択自由の別の側面（「利用者の影響力」）を強化するものであるため、本稿ではこれに深く立ち入らない。なお、バウチャーについても、多様なバリエーションがある。ミルトン・フリードマンの教育バウチャー、ジェンクスの制限付きバウチャーなど。
- (11) スウェーデンの基礎学校を例に考えてみる。私立学校と公立学校とはその財源に関する限り特段の差異はなく、同条件でコミューンから補助金を受けている。ある私立学校が、家計状況をもとに子どもの入学の可否を決定するとしたら、あるいは、生徒に反デモクラシー的な価値観を教育するとしたら [Blomqvist and Rothstein 2005: 13]、その学校の存在は正当化されるだろうか。
- (12) 県に相当する地方自治体。主に医療を担う。
- (13) 保育所に対する国庫補助金は、70年代、80年代には用途が定められた特別補助金であったが、その後、用途を定めない一般補助金となる。同時に、コミューンは、非合理に遅れることなく保育所の空きを提供することが求められ、児童ケアの計画・組織の大きな裁量を得た [SOU 2001: 52: 245]。このような背景を有する保育所行政において、選択自由の導入状況、導入方法、制度設計等は、コミューンにより相違がみられる。
- (14) 社会的なセグレーションは、否定的に捉えられる傾向にあるが、個人の積極的な自由選択の結

果と捉えることも可能である。例えば、移民高齢者の場合、施設でスウェーデン人とともにスウェーデン語を話し、スウェーデンの慣習に従い、スウェーデン料理を食するよりも、施設に入る以前の生活と同様、母国のライフスタイルを続けたいと考えて母国の出身者が多い施設を選択することは十分考えられる。

- (15) 顧客選択制は、サービス利用者がバウチャーをもって、準市場でサービスを選択するシステムである。選択されないサービスは採算がとれなくなり、サービスの見直しや、最終的には市場からの撤退を余儀なくされる。同時に、新規事業者の市場への参入、とりわけ民間事業者の参入を促すため、例えば保育所や基礎学校分野では、設立運営条件や補助金制度等の面で、私立保育所と公立保育所とが等しく取扱われるような環境整備が徐々になされてきた。
- (16) なお、入札制度と顧客選択制との大きな相違点は、入札制度では、サービス利用者が供給に影響を与えることができないことである。入札制度が「市場についての競争」であるのに対し、顧客選択制は「市場における競争」のシステム [Bäck and Larsson 2008: 251] である。
- (17) このほか、研究会の成果（フォローアップと評価、実績評価の手法の開発、分権化と目標管理手法、発注者－執行者モデル、市民・顧客アンケート、契約と成果主義賃金決定、清算形態の代替案と起業、質評価、政治家と行政官との間の役割分担など）について、全国でセミナーを開催する旨文書内で周知されている。
- (18) 全国290コミューンの、その他の分野における選択自由導入状況については、学校分野に選択自由を導入しているコミューンが53、ホームヘルプサービスが20、特別住宅が10、障がい者ケアが9となっている [SKL 2007: 4-5]
- (19) テービーは、ストックホルムの北約20kmに位置する人口約6万1,000人のコミューンで、年齢別人口構成は国全体とほぼ同じで、15歳以下が22%、16歳から24歳が11%、25歳から44歳が25%、45歳から64歳が26%、65歳以上が16%である。なお、80歳以上は4%を占める。
- (20) [https://e-taby.taby.se/servlet/WindowOpener?idegaweb\\_frame\\_class=6dbcd9e3-ed2b-11d9-b017-53ff2dd29b1d&idegaweb\\_frame\\_class=6dbcd9e3-ed2b-](https://e-taby.taby.se/servlet/WindowOpener?idegaweb_frame_class=6dbcd9e3-ed2b-11d9-b017-53ff2dd29b1d&idegaweb_frame_class=6dbcd9e3-ed2b-)

- 11d9-b017-53ff2dd29b1d (2009年5月19日アクセス)
- (21) <http://statistik.taby.se/Dialog/Print.asp?Matrix=Ja05&timeid=2009518522888&lang=2> (ティービー・コミュニケーションホームページ, 2009年5月18日アクセス)
- (22) なお、自宅におけるインターネット利用可能性について、子どものいる家庭のタイプ別にみるとは、ひとり親家庭で81.1%、両親が同居している家庭で93.8%となっている。出所：[http://www.scb.se/statistik/LE/LE0101/2006A01/Tabell1o2\\_Dator\\_Internet\\_hemma\\_1994\\_2006.xls](http://www.scb.se/statistik/LE/LE0101/2006A01/Tabell1o2_Dator_Internet_hemma_1994_2006.xls)
- (23) 初産婦の平均年齢が29歳、最初の子どもの持った時の父親の平均年齢が31.5歳であることを踏まえ、推定。平均年齢はともに2006年。出所は[http://www.scb.se/Pages/PressRelease\\_\\_\\_196376.aspx](http://www.scb.se/Pages/PressRelease___196376.aspx)。
- (24) 英語、南クルド語、ソマリア語、アラビア語、スペイン語、バルシャ語、ロシア語、フランス語、ボスニア／クロアチア／セルビア語、トルコ語。<http://www.skolverket.se/sb/d/2406/a/8914> (2009.05.05アクセス)。
- (25) セーデルテリエ・コミュニケーションは、2008年9月時点で住民の約40% (全国平均16.7%) が外国のバックグラウンドを持っている。出身国の多い順に、フィンランド、イラク、シリア、トルコ、レバノン、ドイツ、チリ、ポーランド、旧ユーゴスラビアとなっている。
- 参考文献**
- 【公的資料】**
- Riksdags protokoll 1991/92: 6.
- Regeringens proposition (prop. 政府提案) 2008/09: 115 Barnomsorgspeng och allmän förskola även för treåringar. Utbildningsutskottets betänkande (教育常任委員会報告書) 2008/09: UbU11 Barnomsorgspeng och allmän förskola även för treåringar.
- SOU (Statens Offentliga Utredningar. 政府調査報告書) 1990: 44 Demokrati och Makt i Sverige.
- SOU 1990: 80 Förskola för alla barn 1991: Hur blir det?
- SOU 1993: 47 Konsekvenser av valmöjligheter.
- SOU 1996: 169 Förnyelse av kommuner och landsting.
- SOU 1998: 155 Lokala demokratiexperiment.
- SOU 1999: 40 Demokratin i den offentliga sektorns förändring.
- SOU 2001: 79 Vårldsbokslut för 1990-talet.
- Kommunförbundet. Cirkulär (1991: 59) Det går att öka effektiviteten i kommunerna.
- . Cirkulär (1991: 195) Valfriheten i barnomsorgen.
- Sveriges Kommuner och Landsting, Cirkulär (09: 28) Nya bestämmelser i samband med införandet av barnomsorgspeng och allmän förskola även för treåringar.
- Södertälje kommun. 2008. *Fakta om Södertälje*.
- Täby kommun. 1997. *Barnomsorg och skola i Täby, år 1998-99: förskolor/familjedaghem, 6-årsverksamhet, skolår 1-6, skolbarnomsorg*.
- . 2008. *Täby kommunfakta 2008*.
- Statistiska centralbyrån. 2008. *SCB:s Demokratidatabas 1998-2008: Beskrivning av Demokratidatabasens innehåll och utveckling 1998-2008*.
- . 2009. *Statistisk årsbok för Sverige 2009*.
- Statskontoret. 1999. *Organisations-, styr- och verksamhetsformer i kommuner och landsting*.
- . 2007. *Vård, skola och omsorg: Vilken information behöver brukaren för att välja?*
- Sveriges Kommuner och Landsting (SKL). 2008a. *Att utveckla valfriheten: En studie av styrning och organisation i fem kommuner med valfrihetssystem*.
- . 2008b. *Valfrihetssystem i Sveriges kommuner och landsting 2007*.
- Skolverket. 1997-2008 (各年). *Barn och grupper i förskolan*.
- OECD. 2008. *OECD Fact book 2008: Economic, Environmental and Social Statistics*.
- 【その他参考文献】**
- Barr, Nicholas. 1992. "Economic Theory and the Welfare State: A Survey and Interpretation". *Journal of Economic Literature*, vol. 30, issue 2. pp. 741-803.
- Blomqvist, Paula and Bo Rothstein. 2005. *Vårldsstans nya ansikte: demokrati och marknadsreformer inom den offentliga sektorn*. Agora.
- Bäck, Henry and Torbjörn Larsson. 2008. *Den Svenska Politiken*. Liber.
- Elmér, Åke, Staffan Blomberg, Lars Harrysson and Jan Petersson. 1998. *Svensk socialpolitik*. 19: e upplagan. Studentlitteratur.
- Fölster, Stefan, Monica Rensting and Karin Westlin. 2007. *Får kommunernas invånare veta vad de vill veta 2006?: En granskning av hur Sveriges kommuner via hemsidan*

- redovisar kvaliteten inom skola, hemtjänst och äldreboende.*  
Svenskt Näringsliv.
- Hilborn, Ingegärd and Irene Reuterfors-Mattsson. 2002. *Handläggning och dokumentation i förskoleverksamhet, skola och skolbarnsomsorg.* Svenska Kommunförbundet.
- Gustafsson, Agne. 1999. *Kommunal självstyrelse.* SNS Förlag.
- Haste, Hans. 1989. *Det första seklet.* del2. Tidens.
- Inglehart, Ronald. 1990. *Culture Shift in Advanced Industrial Society.* Princeton University Press, Princeton, New Jersey.
- Lindgren, Christer, Katarina Lindgren and Christer Lidman. 1996. *IT och Internet i kommunerna Är det lönsamt?.* IKE Institut för kommunal ekonomi.
- Mellbourn, Anders. 1986. *Bortom det starka sambället: Socialdemokratisk förvaltningspolitik 1982-1985.* Carlssons.
- Svenskt Näringsliv. 2004. *Effekter av konkurrensutsättning av offentlig verksamhet.*
- Troedsson, Ingegerd. 1999. *Den kommenderade familjen: 30år med Alva Myrdals familjepolitik.* Timbro.
- Täby Danderyd Tidning, Nr.17. årgång4, Torsdag 30 april 2009.
- Wahlquist, Linda. 1999. *Låt medborgaren bestämma! Kundvals-system i Nacka.* CVV.
- スティーグ・ハデニウス著、岡沢憲美監訳。2000。『スウェーデン現代政治史：対立とコンセンサスの20世紀』。早稲田大学出版部。
- 岡沢憲美。1990。『スウェーデン現代政治』東京大学出版会。
- 岡沢憲美・中間真一編。2006。『スウェーデン：自律社会を生きる人びと』早稲田大学出版部。
- 岡沢憲美・宮本太郎編。1997。『比較福祉国家論：揺らぎとオルタナティブ』法律文化社。
- 岡澤憲美・連合総合生活開発研究所編。2007。『福祉ガバナンス宣言：市場と国家を超えて』日本経済評論社。
- 日本比較政治学会編。2000。『グローバル化の政治学』早稲田大学出版部。
- 宮本太郎。1999。『福祉国家という戦略：スウェーデンモデルの政治経済学』法律文化社。